令和3年度2年学年PTA集会 開会あいさつ

令和3年10月13日 校長 山下 勉

皆さん、こんにちは。校長の山下でございます。本日、保護者の皆様におかれましてはお忙しい中、学校まで足をお運びいただき有り難うございます。JR日南線が不通になり、220号線も今月末まで不通とのことで、通学が不便になっている生徒さんもいらっしゃいます。コロナ対策も継続しております。これらにつきましては、教育委員会の通知に基づきながら欠席とならないよう配慮をしているところですので、何かありましたら担任までご相談ください。

ところで、平成30年6月に「民法の一部を改正する法律」が国会で成立しています。その法律に基づいて令和4年4月1日から140年ぶりに何かが変わります。 保護者の皆さん、何のことだと思いますか? 成年年齢の引き下げです。目的は、「18歳と19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す」とされています。誕生日が4月の子どもさんは、あと半年後には成人となり、これまで20歳になったらできることが、ほぼできるようになりますが、飲酒・喫煙はできません。 馬券を買うこともできません。

それでは自己決定権を尊重するということにつきまして、できることの事例を法 務省のホームページから抜粋して紹介します。

- 自分の意思で住所を決められますので、親の同意なしにアパート契約ができます。
- 親の同意なしにクレジットカードの作成ができます。ローンを組んで車を購入 することも可能です。ただし、一定の収入があるかどうかの審査で契約を断られ ることはあります。
- 就職や進学を自分の意思で決められます。今年の3年生は法律で保護者の許可なしに就職先を選ぶことはできませんが、現在の2年生が18歳になると法的には可能ということです。

一方で未成年にはできないことが多いのですが、その代わりに法律でしっかりと 守られています。例えば、子どもさんが保護者の同意なしに勝手に契約した場合、 保護者の方が契約を取り消すことができます。しかし、18歳になって親に黙って 何か契約した場合の取り消しはできません。国は消費者トラブルが多くなることを 心配しています。悪徳商法というものがあり、大人も相当被害を受けていますが、 この被害が拡大することを心配しています。そこで政府は「学校や家庭において消費者教育をしっかりやること」と国民自身に対策を講じるよう求めています。

消費者教育は大切ですので、これまでは3年生に対して卒業前に実施しておりましたが、これからは早いうちの実施が必要と思っています。このことにつきましては、ご家庭でも気をつけていただくようお願いします。

また、成人の親御さんに対して「保護者の皆さん」という呼び方は学校教育法に 該当しなくなるので、今後どうするのかは教育委員会の通知を待っているところで す。

今日言いたいことと申しますのは、2年生であるお子さんに名実ともに大人になるという自覚を身に付けてほしいということです。「自己決定権」が尊重される代わりに「自己責任」の重さが相当増してきます。学校では「社会参加」ということの前に、まずは地域へ迷惑にならないような自覚ある行動に気をつけるよう指導しているところです。ご家庭におかれましても、社会の一員になるというはどういうことなのかを話題にしていただくようお願いします。

ただし、「子ども・若者育成支援推進法」という法律がありますので、「成年だからすべて自分でやりなさい」ではなく、国も地域も学校も若者の自立にむけた支援をするという余地は残っています。「学校教育法」も改正されていませんので、高校教育が大きく変わることではないと思っています。

この後、各担当より説明等がありますが、職員を代表しまして今後ともご協力を お願いいたします。以上であいさつを終わります。引き続きよろしくお願いいたし ます。